

分配金引き下げのお知らせ

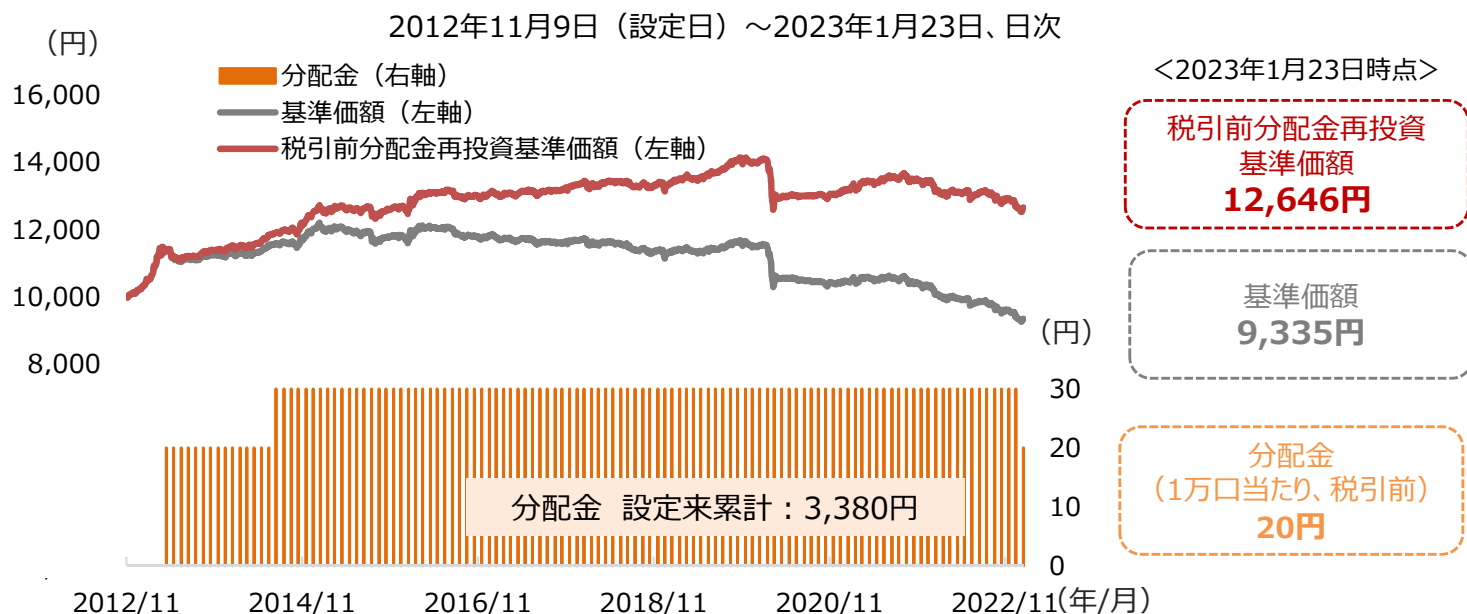
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型）（愛称：円奏会）（以下、「当ファンド）」は、金利水準や基準価額水準、市況動向等を勘案し、2023年1月23日の決算において、分配金を30円から20円（1万口当たり、税引前）に引き下げることに致しましたので、お知らせいたします。次ページ以降で、今回の分配金引き下げおよび当ファンドが投資する各資産の見通し等についてご説明しておりますので、ご一読いただければ幸いです。

■当レポートの内容

1. 設定来の基準価額と分配金の推移
⇒下記をご参照ください。
2. 分配金引き下げによる投資成果への影響、分配金を引き下げた理由
⇒Q1、Q2を参照ください。
3. 各資産の今後の見通し
⇒Q3を参照ください。
4. その他分配金について
⇒Q4～Q8をご参照ください。

設定来の基準価額と分配金の推移



※将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わない場合があります。

※基準価額、税引前分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

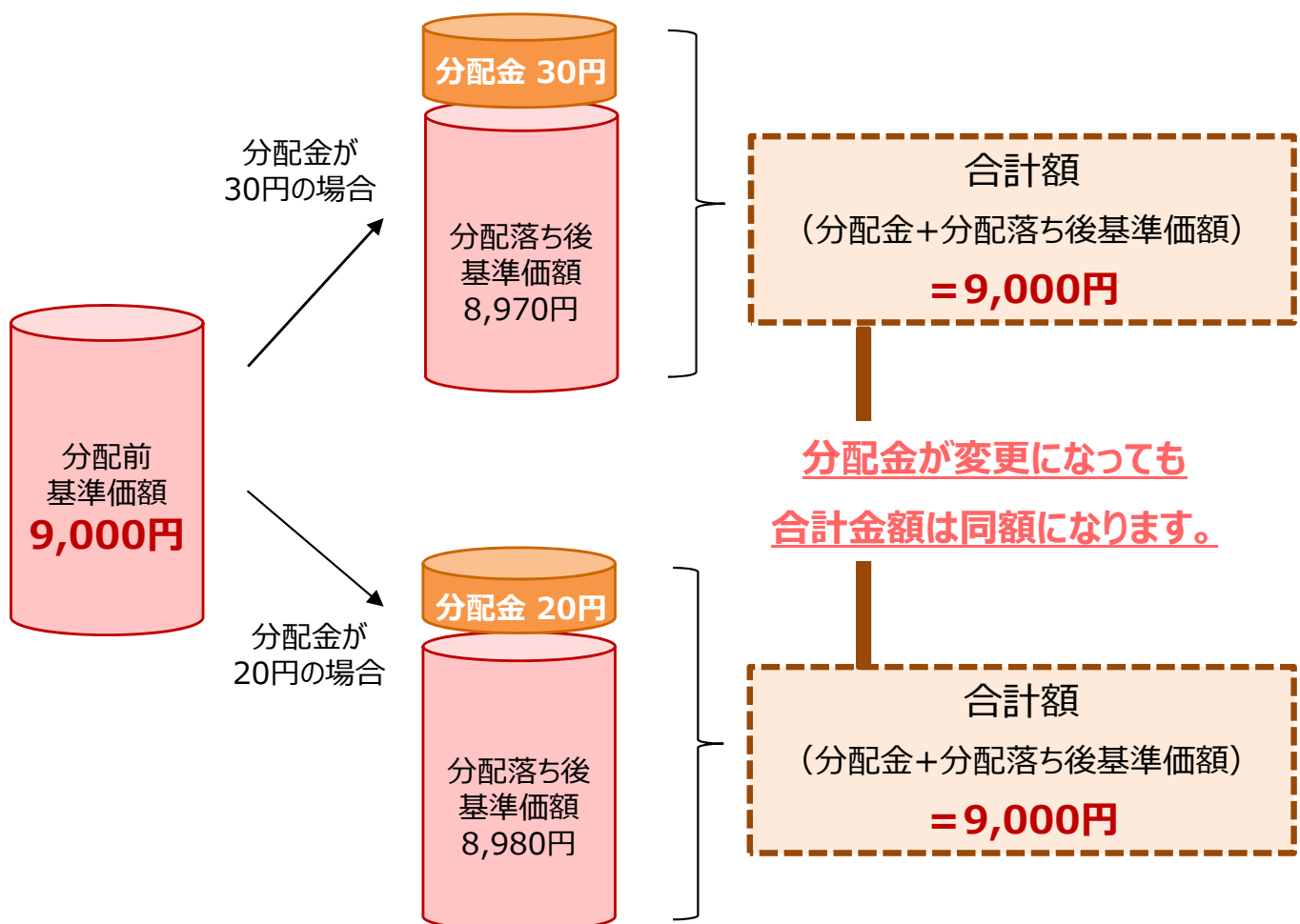
Q1 分配金の引き下げは、投資の成果にどのような影響がありますか？

A1 分配金の引き下げによって投資成果が変化するわけではありません。

(課税による影響は考慮していません。)

- 投資信託の分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分基準価額は下がります。したがって、分配金を減額した場合、減額相当分がファンドの純資産に留保され、運用する額がファンドに多く残ることになります。
- 分配金を30円から20円に引き下げる場合、その差額10円は、ファンドに留保されます。そのため、分配落ち後の基準価額は、分配金が30円の場合に比べて、10円高くなります。つまり、分配金を引き下げたからといって、受益者の皆さまの投資の成果が変わるものではありません。

分配金と基準価額の関係のイメージ



※上記はイメージ図です。また、課税による影響は考慮していません。

11ページの「当資料をご利用にあたっての注意事項等」を必ずお読みください。

Q2 なぜ分配金を引き下げたのですか？

A2 基準価額水準および配当等収益の状況、市況動向などを総合的に勘案し、継続的に安定した分配の実現を目的として、分配金を引き下げることに致しました。当該引き下げ分は運用資産としてファンドに留保することで、信託財産の中長期的な成長と安定した収益分配のバランスのとれた運用を目指すという当ファンドの運用の基本方針を踏まえた対応を行うためです。

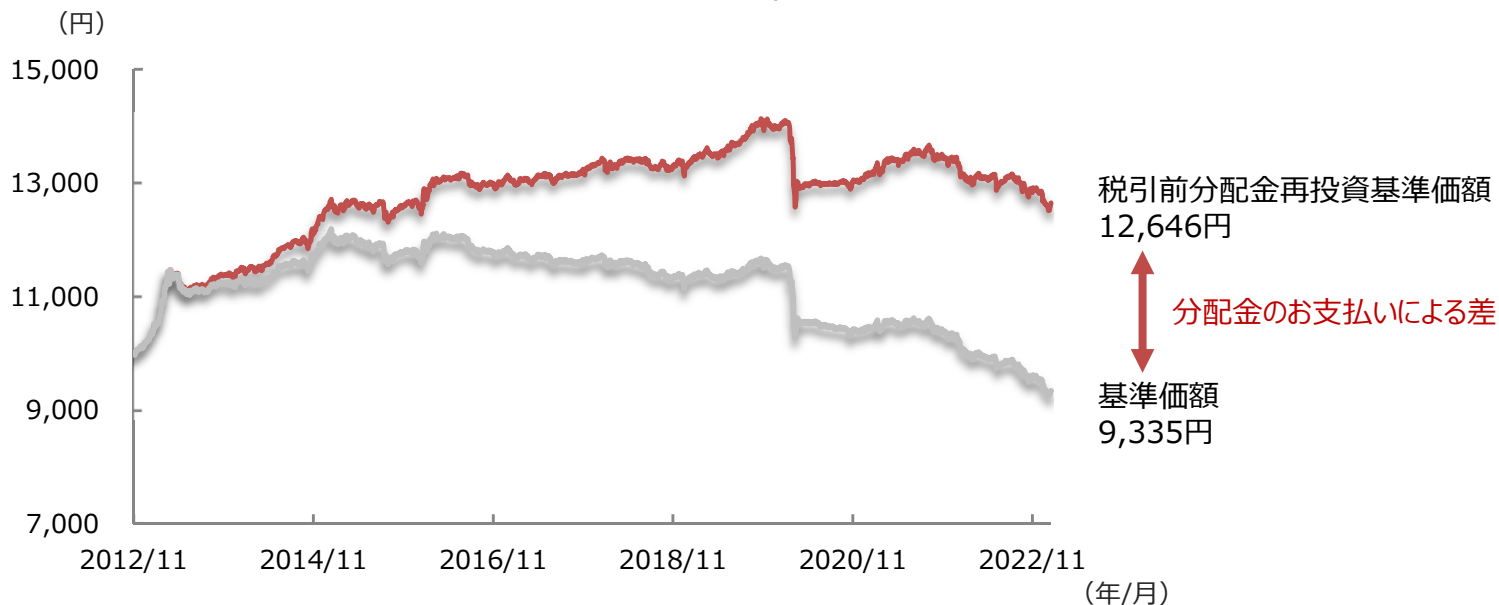
■ 基準価額と税引前分配金再投資基準価額の差が拡大

当ファンドでは、設定日以降20円～30円の分配金（1万口当たり、税引前）を継続してお支払いしておりました。分配金が支払われると基準価額はその金額相当分下がるため、分配金を再投資したものととして算出する税引前分配金再投資基準価額と基準価額の差は拡大し続けています（下記グラフ参照）。

分配金を引き下げることで、引き下げた分はファンドの信託財産に留保され、引き続き運用に充てられるため、信託財産の成長に寄与することが期待されます。（市場動向等によっては、前記のようにならない場合があります。）

基準価額、税引前分配金再投資基準価額の推移

2012年11月9日（設定日）～2023年1月23日



※基準価額、税引前分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

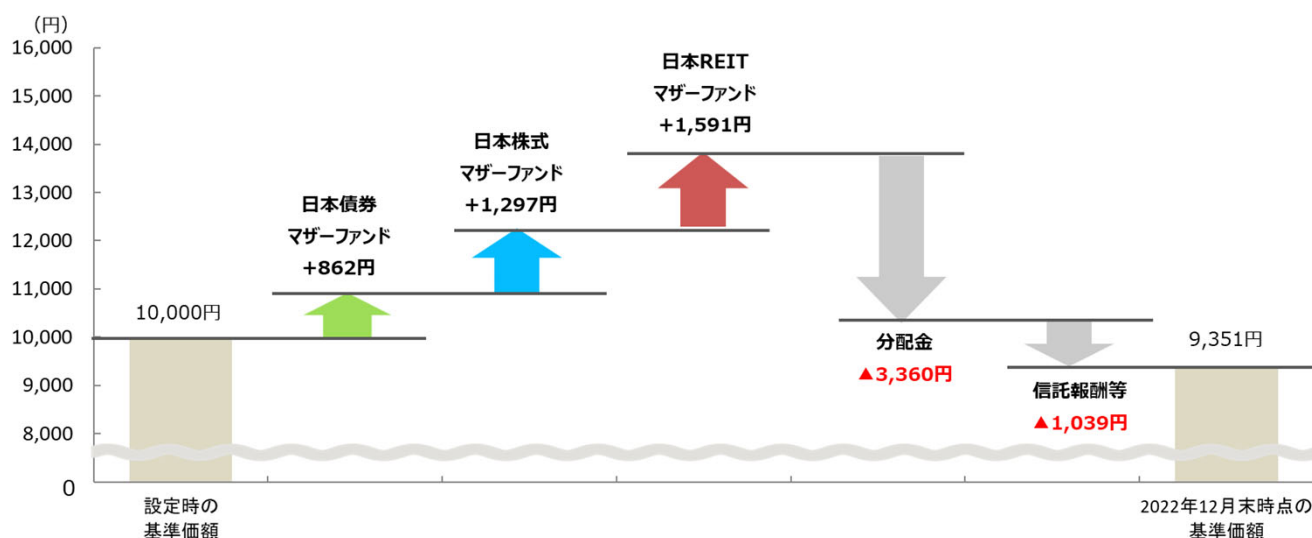
■ 基準価額の変動に占める分配金の割合

2ページ目に記載のQ1でもご説明しましたが、投資信託の分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分基準価額は下がります。

下記は2022年12月30日時点の当ファンドの基準価額について、設定日からの基準価額の変動要因を、各マザーファンド、分配金、信託報酬等に分解したものです。2022年12月末時点の基準価額は9,351円と10,000円を下回っておりますが、分配金の▲3,360円がその大きな要因の一つとなっていることがご覧いただけるとと思います。

基準価額の変動要因

2012年11月9日（設定日）～2022年12月30日



※設定日（2012年11月9日）前日を10,000円としています。

※分配金は税引前の金額です。

※要因分析は概算値であり、実際の数値とは異なる場合があります。したがって、あくまで傾向を知る目安としてご参考ください。マザーファンドは以下の通りです。

日本債券：東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド、日本株式：東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド
日本REIT：TMA日本REITマザーファンド

※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

11ページの「当資料をご利用にあたっての注意事項等」を必ずお読みください。

Q3 各資産の見通しについて教えてください

A3 当ファンドが投資を行う日本債券、日本株式、日本REITの見通しは以下になります。

日本債券

2022年末の長期金利（日本10年国債利回り）は、0.42%と2021年末と比べ上昇（価格は下落）しました。2022年に入り、欧米諸国の金利上昇の流れを受け、長期金利は上昇しましたが、2022年4月上旬以降は日本銀行（日銀）の許容変動幅の上限目途である0.25%近辺での推移となりました。

しかし、12月20日に日銀が長期金利（10年国債利回り）の変動幅を±0.25%程度から±0.5%程度に拡大したことで、2022年末にかけて上昇幅は拡大しました。

<今後の見通し>

長期金利の変動幅が見直されたことで、10年国債利回りを中心に、しばらくは金利の変動が大きくなりやすい展開が想定されます。ただし、足もとの長期金利の水準は0.5%程度と、12月20日に日銀が公表した変動幅の上限（0.5%）に接近していることや、この修正によって日銀の金融政策が当面変化しない可能性が高まったこと、グローバル景気の後退懸念、日銀による国債買入額の増額を考慮すると、今後の金利上昇余地は限定的であり、債券市場は底堅く推移するものと思われる。

日本10年国債利回りの推移

2016年9月21日～2023年1月20日、日次



※2016年9月21日は日本銀行のイールドカーブ・コントロール導入決定日
出所：ブルームバーグ

2022年末の日本株式（東証株価指数（TOPIX） 配当込み）は、▲2.45%と2021年末と比べ下落しました。欧米における長期金利上昇や金融引き締めの加速、ロシアのウクライナ侵攻による地政学リスクの上昇が主な要因となりました。また、12月20日に日銀が長期金利（10年国債利回り）の変動幅を±0.25%程度から±0.5%程度に拡大したことも下落要因となりました。

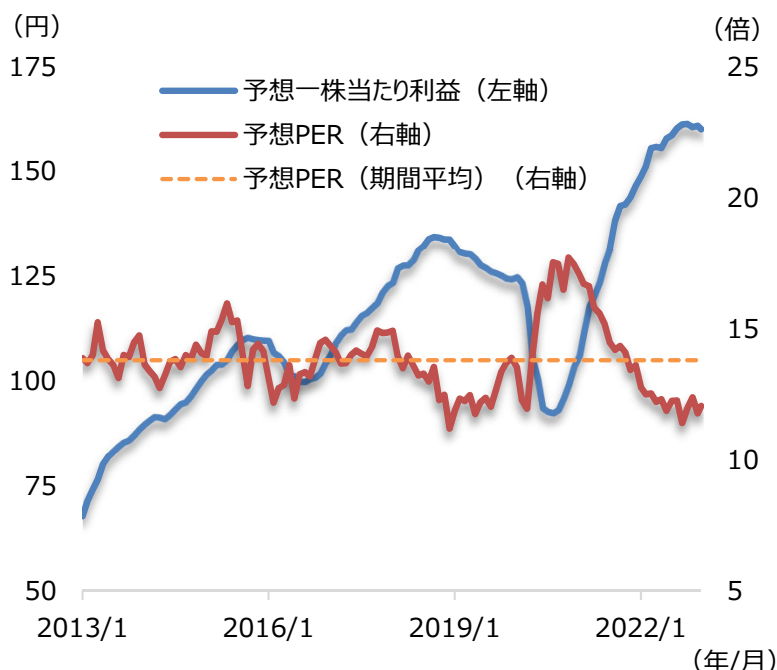
<今後の見通し>

2022年の日銀による金融政策の修正を受け、短期的には上値が限定的になる可能性もありますが、2023年は緩やかながら企業の利益成長が続くと予想されることや、米国の金融政策の変化が徐々に市場に織り込まれ始めると考えられることなどから、日本株式は堅調に推移すると予想します。

右のグラフは、ブルームバーグによる1年先の利益予想に基づく株価収益率（PER）の推移になりますが、PERは2023年1月20日時点で12.0倍と、過去平均（2013年1月～2023年1月）を下回っており、依然割安な水準にあると考えられます。

TOPIXの予想一株当たり利益と予想PER

2013年1月～2023年1月、月次



2023年1月20日時点

予想一株当たり
利益
160.0円

予想PER
12.0倍

予想PER
(期間平均)
13.8倍

※ 予想一株当たり利益、予想PERは1年先予想

※ 2023年1月は20日のデータを使用

※ データは2023年1月23日に取得したものを基に作成

出所：ブルームバーグ

2022年末の日本REIT（東証REIT指数（配当込み））は、▲4.78%と2021年末と比べ下落しました。欧米における長期金利の上昇や、今後の景気後退懸念などが要因となりました。また、12月20日に日銀が長期金利（10年国債利回り）の変動幅を±0.25%程度から±0.5%程度に拡大したことも下落要因となりました。

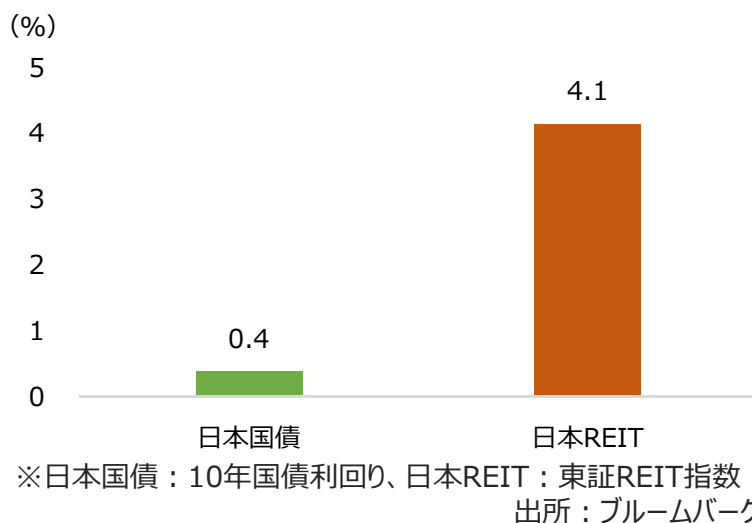
＜今後の見通し＞

2022年の日銀による金融政策の修正によって、J-REIT各社の業績が即座に影響を受けるとは考えておりません。また、各社とも長期・固定金利かつ返済期限を分散して資金調達しているため、金利上昇による利払い費用の増加に対する懸念は時期尚早と思われます。利回り面では、日本債券と比べ高く、依然として魅力的な水準にあると考えます。

さらに、日本REIT市場のNAV倍率は、REIT価格の下落を受け1倍程度まで低下しています。過去5年のJ-REIT市場とNAV倍率の関係を見ると、NAV倍率が1倍を下回るとREIT価格は反発しています。現時点では不動産価値が大幅に下落するような事象は発生していないことから、今後、日本REIT市場が更に大きく下落する可能性は限定的であると見ています。

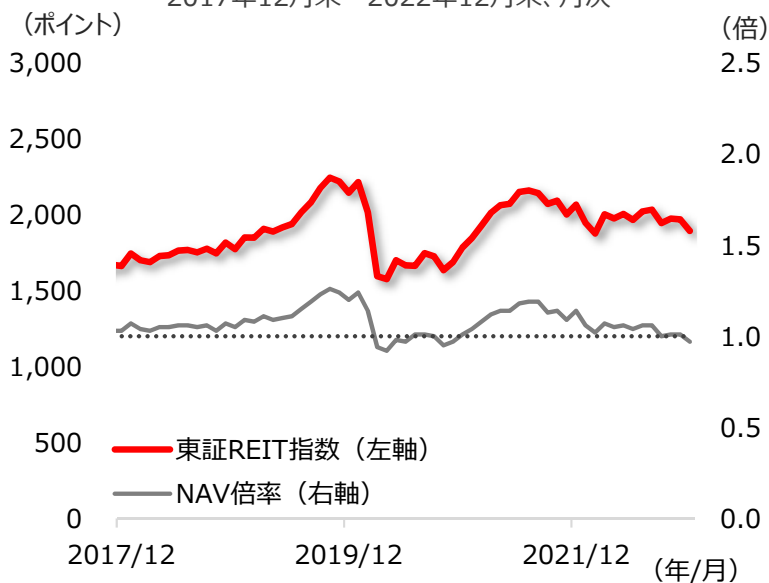
日本国債、日本REITの利回り比較

2023年1月20日時点



東証REIT指数とNAV倍率の推移

2017年12月末～2022年12月末、月次



NAV倍率とは？

- REITの投資口価格の割安度を測る参考指標の一つで、REIT価格を1口当たりNAVで割った値です。
- 1口当たりNAV = {【純資産】 + 【不動産の含み損益（鑑定評価額 - 帳簿価額）】} ÷ 【発行済投資口数】
- NAV倍率が1倍を下回る水準まで価格が下落することは、REIT各社が保有する将来の不動産価値の低下を織り込んでいる可能性、もしくは一時的な需給の悪化で実態以上に大きく売られている可能性が想定されます。

※上記は過去の実績および将来の予想であり、将来の動向を示唆・保証するものではありません。
※上記は作成日時点の弊社の見解であり、今後、予告なく変更することがあります。

円奏会の今後の投資環境については、物価や賃金が日銀の狙い通り明確な上昇基調をたどる蓋然性が高まる局面では、更なる金融政策の変更の可能性が意識され、市場も改めて大きな反応を示す可能性も想定されます。しかし、現段階で日銀は2022年12月の政策変更の目的を金融環境の引き締めを意図したものではなく、大規模な金融緩和の副作用の軽減や市場機能の改善である、としていることもあり、長期金利の居所が定まるにつれて一旦市場も落ち着きを取り戻すものと想定しております。その過程で、パフォーマンスの回復にも期待しています。

円奏会では、引き続き市場変動に対してリスク資産の組入比率を変えることで対応し、リスクをコントロールしながら運用を行う方針です。

※円奏会は基準価額の変動リスクを年率3%程度に抑制することを目指し、日本株式・REITの組入比率を機動的に変更します。組入比率調整は定量評価（過去一定期間の各資産の値動きを基に運用会社独自の評価モデルにてリスク水準を計測）にて決定するため、運用担当者の相場観、市場見通しは反映していません。

Q4 分配金を引き下げた差額分は、どうなるのですか？

A4 引き下げた分配金の差額分は、ファンドに留保され運用されます。

投資信託の分配金は、ファンドの純資産から支払われるため、分配金の差額分はファンドに留保され引き続き運用されます。また、引き続き純資産総額として残るため、決算日の分配落ち後基準価額は引き下げた分配金の差額分高くなります。

Q5 事前に分配金を知ることはできますか？

A5 分配金は決算日にファンドの組入資産等の評価を確定した後、委託会社が決定します。したがって、決算日前に分配金を知ることはできません。

分配金は決算日（毎月23日（休業日の場合は翌営業日））に委託会社（東京海上アセットマネジメント）が決定し、当日の夕刻以降に委託会社のホームページ上で公表します。

公表までは、分配金をご確認いただくことはできません。

Q6 今後、分配金20円は継続しますか？

A6 基準価額の水準や市況動向等によっては、今後変更の可能性もあります。

当ファンドの分配金は、ファンドの収益分配方針に基づき、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。よって、基準価額の水準や市況動向等を勘案して見直しが必要であると判断される場合には、今後分配金を変更する場合があります。

Q7 2023年1月決算後の分配原資はどのような状況ですか？

A7 2023年1月23日の決算における分配対象額（分配原資）は、928円（1万口当たり）です。

分配対象額（分配原資）は、交付運用報告書でもご確認いただけます。

交付運用報告書は年2回（作成基準：毎年1月と7月の各決算日）作成し、当社ホームページ等で開示しています。

Q8 ファンドの優劣は、分配金の額で判断できますか？

A8 分配金が多い、あるいは少ないというだけで、ファンドの優劣を判断することはできません。

収益分配方針はファンド毎に異なるほか、分配金額もファンドの決算時点における基準価額水準等を基に委託会社がそれぞれ決めているため、分配金の水準のみでファンドの優劣を考えることは適切ではないと考えます。

ファンドによっては、ファンドで得た収益を分配金として払い出さず、複利運用を活用して効率的に信託財産の成長を目指すファンドや、当ファンドのように毎月分配を目指すファンドなど、様々なタイプのファンドがあります。

ファンドを評価する場合には、基準価額の動きとこれまでに支払われた分配金の両方を勘案した総合的な収益率で判断することが必要と考えます。



ファンドの主なリスクについて



詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等をご確認ください。

- 投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、**投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。**
- **運用による損益は、全て投資者に帰属します。**
- 投資信託は**預貯金や保険と異なります。**
- ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価格変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。REITの価格は、REITが保有する不動産の評価の下落、不動産市況に対する見通しや需給等、さまざまな要因を反映して変動します。組入REITの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
金利変動リスク	公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



ファンドの費用について



詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等をご確認ください。

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入価額に 1.65%（税抜1.5%） の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。
信託財産留保額	ありません。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用（信託報酬）	ファンドの純資産総額に 年率0.924%（税抜0.84%） を乗じて得た額
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。 ・監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用 ファンドの純資産総額に年率0.011%（税込）をかけた額（上限年66万円）を日々計上し、毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。 ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 ・資産を外国で保管する場合にかかる費用 ・信託事務等にかかる諸費用 ※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

- お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は後掲の販売会社一覧をご確認ください。

- 設定・運用は

東京海上アセットマネジメント株式会社

商号等：東京海上アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第361号

加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

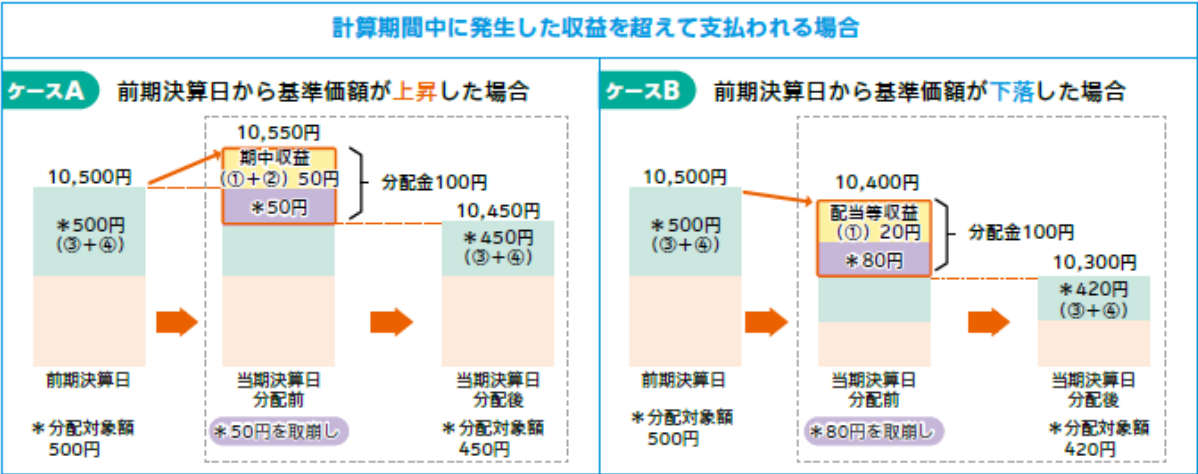


- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

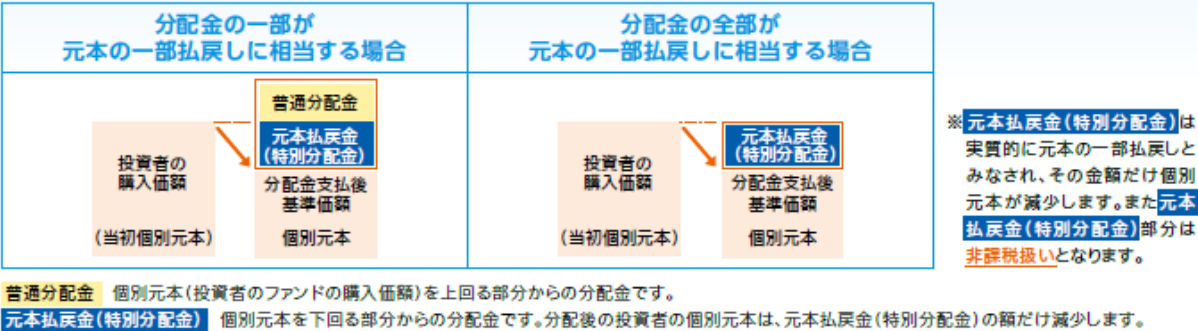
分配対象額とは、

①配当等収益（経費控除後） ②評価益を含む売買益（経費控除後） ③分配準備積立金 ④収益調整金 です。



① 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。



当資料をご利用にあたっての注意事項等

- 当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

商号（五十音順）	登録金融 機関	金融商品 取引業者	登録番号	加入協会			
				日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社 愛知銀行	○		東海財務局長（登金）第12号	○			
株式会社 あおぞら銀行	○		関東財務局長（登金）第8号	○		○	
株式会社 青森銀行	○		東北財務局長（登金）第1号	○			
株式会社 足利銀行	○		関東財務局長（登金）第43号	○		○	
株式会社 イオン銀行	○		関東財務局長（登金）第633号	○			
いちよし証券株式会社		○	関東財務局長（金商）第24号	○	○		
岩井コスモ証券株式会社		○	近畿財務局長（金商）第15号	○	○	○	
auカブコム証券株式会社		○	関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	○
S M B C日興証券株式会社		○	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○
株式会社 S B I 証券		○	関東財務局長（金商）第44号	○		○	○
株式会社 S B I 新生銀行 （委託金融商品取引業者 株式会社 S B I 証券）	○		関東財務局長（登金）第10号	○		○	
株式会社 S B I 新生銀行 （委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	○		関東財務局長（登金）第10号	○		○	
株式会社 愛媛銀行	○		四国財務局長（登金）第6号	○			
株式会社 大分銀行	○		九州財務局長（登金）第1号	○			
岡崎信用金庫	○		東海財務局長（登金）第30号	○			
岡三証券株式会社		○	関東財務局長（金商）第53号	○	○	○	○
おかやま信用金庫	○		中国財務局長（登金）第19号	○			
株式会社 神奈川銀行	○		関東財務局長（登金）第55号	○			
株式会社 北日本銀行	○		東北財務局長（登金）第14号	○			
株式会社 紀陽銀行	○		近畿財務局長（登金）第8号	○			
株式会社 京都銀行	○		近畿財務局長（登金）第10号	○		○	
京都信用金庫	○		近畿財務局長（登金）第52号	○			
株式会社 きらやか銀行	○		東北財務局長（登金）第15号	○			
株式会社 熊本銀行	○		九州財務局長（登金）第6号	○			
株式会社 群馬銀行	○		関東財務局長（登金）第46号	○		○	
株式会社 滋賀銀行	○		近畿財務局長（登金）第11号	○		○	
静銀ティーム証券株式会社		○	東海財務局長（金商）第10号	○			
株式会社 七十七銀行	○		東北財務局長（登金）第5号	○		○	
七十七証券株式会社		○	東北財務局長（金商）第37号	○			
株式会社 清水銀行	○		東海財務局長（登金）第6号	○			
株式会社 十八親和銀行	○		福岡財務支局長（登金）第3号	○			
株式会社 常陽銀行	○		関東財務局長（登金）第45号	○		○	
株式会社 仙台銀行	○		東北財務局長（登金）第16号	○			
株式会社 大光銀行	○		関東財務局長（登金）第61号	○			
第四北越証券株式会社		○	関東財務局長（金商）第128号	○			
株式会社 大東銀行	○		東北財務局長（登金）第17号	○			
株式会社 千葉銀行	○		関東財務局長（登金）第39号	○		○	
株式会社 千葉興業銀行	○		関東財務局長（登金）第40号	○			
株式会社 中京銀行	○		東海財務局長（登金）第17号	○			
株式会社 中国銀行	○		中国財務局長（登金）第2号	○		○	
株式会社 筑波銀行	○		関東財務局長（登金）第44号	○			
東海東京証券株式会社		○	東海財務局長（金商）第140号	○		○	○
株式会社 東京スター銀行	○		関東財務局長（登金）第579号	○		○	
株式会社 栃木銀行	○		関東財務局長（登金）第57号	○			
株式会社 鳥取銀行	○		中国財務局長（登金）第3号	○			
長野證券株式会社		○	関東財務局長（金商）第125号	○			
株式会社 南都銀行	○		近畿財務局長（登金）第15号	○			
南都まほろば証券株式会社		○	近畿財務局長（金商）第25号	○			
株式会社 西日本シティ銀行	○		福岡財務支局長（登金）第6号	○		○	
野村證券株式会社		○	関東財務局長（金商）第142号	○	○	○	○
株式会社 八十二銀行	○		関東財務局長（登金）第49号	○		○	
P W M日本証券株式会社		○	関東財務局長（金商）第50号	○			○
株式会社 百五銀行	○		東海財務局長（登金）第10号	○		○	
百五証券株式会社		○	東海財務局長（金商）第134号	○			
株式会社 百十四銀行	○		四国財務局長（登金）第5号	○		○	
ひろぎん証券株式会社		○	中国財務局長（金商）第20号	○			
株式会社 広島銀行	○		中国財務局長（登金）第5号	○		○	
フィデリティ証券株式会社		○	関東財務局長（金商）第152号	○	○		
株式会社 福井銀行	○		北陸財務局長（登金）第2号	○		○	
株式会社 福岡銀行	○		福岡財務支局長（登金）第7号	○		○	
株式会社 福岡中央銀行	○		福岡財務支局長（登金）第14号	○			
株式会社 福島銀行	○		東北財務局長（登金）第18号	○			
碧海信用金庫	○		東海財務局長（登金）第66号	○			
株式会社 北都銀行	○		東北財務局長（登金）第10号	○			
株式会社 北陸銀行	○		北陸財務局長（登金）第3号	○		○	
株式会社 北海道銀行	○		北海道財務局長（登金）第1号	○		○	
松井証券株式会社		○	関東財務局長（金商）第164号	○		○	

商号（五十音順）	登録金融 機関	金融商品 取引業者	登録番号	加入協会			
				日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
マネックス証券株式会社		○	関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○
丸三証券株式会社		○	関東財務局長（金商）第167号	○			
株式会社 三菱ＵＦＪ銀行	○		関東財務局長（登金）第5号	○		○	○
株式会社 三菱ＵＦＪ銀行 （委託金融商品取引業者 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社）	○		関東財務局長（登金）第5号	○		○	○
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	○		関東財務局長（登金）第33号	○	○	○	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社		○	関東財務局長（金商）第2336号	○	○	○	○
水戸証券株式会社		○	関東財務局長（金商）第181号	○	○		
株式会社 みなと銀行	○		近畿財務局長（登金）第22号	○		○	
株式会社 山形銀行	○		東北財務局長（登金）第12号	○			
株式会社 山梨中央銀行	○		関東財務局長（登金）第41号	○			
株式会社 ゆうちょ銀行	○		関東財務局長（登金）第611号	○			
楽天証券株式会社		○	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○

※岡三証券株式会社は一般社団法人日本暗号資産取引業協会に加入しています。

以下は取次販売会社です。

商号（五十音順）	登録金融 機関	金融商品 取引業者	登録番号	加入協会			
				日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
大阪信用金庫	○		近畿財務局長（登金）第45号				
蒲郡信用金庫	○		東海財務局長（登金）第32号				
北伊勢上野信用金庫	○		東海財務局長（登金）第34号				
埼玉縣信用金庫	○		関東財務局長（登金）第202号	○			
さがみ信用金庫	○		関東財務局長（登金）第191号				
三条信用金庫	○		関東財務局長（登金）第244号				
城北信用金庫	○		関東財務局長（登金）第147号	○			
西武信用金庫	○		関東財務局長（登金）第162号	○			
関信用金庫	○		東海財務局長（登金）第45号				
玉島信用金庫	○		中国財務局長（登金）第30号				
千葉信用金庫	○		関東財務局長（登金）第208号				
西尾信用金庫	○		東海財務局長（登金）第58号	○			
はくさん信用金庫	○		北陸財務局長（登金）第35号				
幡多信用金庫	○		四国財務局長（登金）第24号				
浜松磐田信用金庫	○		東海財務局長（登金）第61号				
播州信用金庫	○		近畿財務局長（登金）第76号	○			
姫路信用金庫	○		近畿財務局長（登金）第80号	○			
兵庫信用金庫	○		近畿財務局長（登金）第81号	○			
平塚信用金庫	○		関東財務局長（登金）第196号				
水戸信用金庫	○		関東財務局長（登金）第227号				
横浜信用金庫	○		関東財務局長（登金）第198号	○			